

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 森本賴兼

京都市規則第199号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2総務局の項中「行政改革係長」を「調査係長」に,

「

職 員 研 修 所	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
-----------	-------------------------

を

」

「

職 員 研 修 セ ン タ 一	企 画 係 長
-----------------	---------

に改め,

」

「

同表環境局の項中	循環型社会推進課	減 量 推 進 係 長	を削り,
----------	----------	-------------	------

」

「

事 業 部	まち美化推進課	管 理 係 長	を
	廃棄物指導課	規 制 係 長	

」

「

循環型社会推進	循 環 企 画 課	調 査 係 長
---------	-----------	---------

部	まち美化推進課	管 理 係 長
	廃棄物指導課	規 制 係 長

に、

」

「施設部」を「適正処理施設部」に改め、同表文化市民局の項中

「

文化部	庶務課	庶務係長
	文化課	企画係長
	文化財保護課	管理係長

を

」

「

共同参画社会推進部	文化市民総務課	庶務係長
	男女共同参画推進課	企画係長
	勤労福祉青少年課	青少年係長

に、

」

「

共同参画社会推進部	男女共同参画推進課	企画係長
	勤労福祉青少年課	青少年係長

を

」

「

文化芸術都市推進室	文化芸術企画課	企画管理係長
	文化財保護課	管理係長

に、

」

「

元離宮二条城事務所	庶務係長
埋蔵文化財調査センター	所長補佐又は副所長

を

」

「

元離宮二条城事務所	庶務係長
-----------	------

に改め、

」

「

都市計画課	調査係長
交通政策課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

を

」

「

都市計画課	調査係長
-------	------

に、「事務係長」を「指

」

導係長」に、

「

建築指導部	指導課	調査係長
	審査課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	監察課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

を

」

「

建築指導部	指導課調査係長
-------	---------

に、

」

「

住宅室	住宅政策課	調査係長
	すまいまちづくり課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	住宅建設課	事業推進係長
	住宅改善課	保全係長
	住宅管理課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	住宅保全課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

を

」

「

住宅室	交通政策室	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	住宅政策課	調査係長
	管理指導課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	すまいまちづくり課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	住宅整備課	事業推進係長

に改め、

」

同表伏見区役所醍醐支所の項中「及び支援保護課」を「、支援課及び保護課」に改

め、同表消防局の項中

企　画　課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
-------	-------------------------

を

」

「

企　画　課	企　画　係　長	に、
-------	---------	----

」

「

予　防　部	予　防　課	予　防　係　長
	指　導　課	設　備　係　長

を

」

「

予　防　部	予　防　係　長	に、
-------	---------	----

」

「

指　令　課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
装　備　課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

を

」

「

調　査　課	調　査　係　長
指　令　課	指　令　係　長

に、

装 備 課	装 備 係 長
-------	---------

」

「

教 養 課	管 理 係 長
研 究 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

を

」

「

教 養 課	教 養 管 理 係 長
研 究 課	研 究 係 長

に改め、同表教育委員会事

」

務局の項中「総務課庶務係長」を「庶務係長」に、

「

教育環境整備室及び 京都御池中学校・複 合施設建設室	教育環境整備室管理防災 係長
----------------------------------	-------------------

を

」

「

教育環境整備室	計 画 調 整 係 長
---------	-------------

に、

」

「

学校指導課、スチュ ーデントシティ・フ	
------------------------	--

アイナスパーク開設準備室、下京中学 校教育企画推進室、 工業高校改革推進室 及び音楽高校改革推進室	中 等 教 育 係 長	を
--	-------------	---

「

学校指導課、スチュ ーデントシティ・フ ァイナスパーク開 設準備室、下京中学 校教育企画推進室、 工業高校改革推進室 及び音楽高校改革推 進・建設室	中 等 教 育 係 長	に、「生徒指導課育成指導
教員養成支援室	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長	

」

係長」を「相談支援係長」に改め、同表教育委員会の所管に属する教育機関の項中「企画事業課企画総務係長」を「生徒指導課相談支援係長」に、「右京中央図書館建設室」を「右京中央図書館開設準備室」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(会計室)